

平成27年第1回朝霞市議会定例会は、2月26日から3月25日までの28日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から40議案が提出され、慎重に審議した結果、40件の議案を可決・同意しました。

また、議員提出議案が2件提出され、1件の議案を原案のとおり可決し、1件の議案を否決しました。

なお、議案等審議結果は市ホームページに掲載しています。議案の件名と要旨は、次のとおりです。

議案第1号 平成27年度朝霞市一般会計予算

平成27年度一般会計予算は、定例会初日の2月26日に市長から施政方針、予算編成の説明が行われました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ369億5千万円で、前年度対比3.2%の増となっています。

主要な施策

【自然と調和したゆとりある都市づくり】

- ・景観計画の策定
- ・落橋防止対策事業(宮戸橋)
- 【安全で快適な生活環境づくり】
- ・地域防災計画の全面改訂
- ・ごみ処理施設整備計画の策定
- ・防犯推進計画の策定
- ・悪質電話被害対策機器購入費補助事業
- 【みんなで支え合う健やかな社会づくり】
- ・放課後児童クラブ指導員の増員
- ・高齢者補聴器購入費補助事業
- ・地域福祉計画の策定
- ・はあとびあ障害者多機能型施設の定員拡大
- 【豊かな心と人間性を育む人づくり】
- ・朝霞市いじめ問題対策連絡

協議会の設置

- ・生涯学習計画の策定
- ・内閣木公民館施設改修
- 【まちの活力を生み出す産業づくり】
- ・仲町商工振興会街路灯のLED化
- ・地産地消の推進
- 【ふれあいと連帯を広げる地域づくり】
- ・男女平等推進行動計画の策定
- ・戦没者追悼式の実施
- ・市民まつり(彩夏祭)への支援の拡充
- 【構想推進のために】
- ・公共施設等総合管理計画の策定
- ・納税コールセンターの拡充

原案可決(賛成多数)

議案第2号 平成27年度朝霞市国民健康保険特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ136億7695万3千円で、前年度対比11.3%の増となっています。

原案可決(賛成多数)

議案第3号 平成27年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ20億845万6千円で、前年度対比14.9%の増となっています。

原案可決(賛成多数)

議案第4号 平成27年度朝霞市介護保険特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ57億6450万5千円で、前年度対比12.5%の増となっています。

原案可決(賛成多数)

議案第5号 平成27年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ10億9236万7千円で、前年度対比2.2%の増となっています。

原案可決(賛成多数)

議案第6号 平成27年度朝霞市水道事業会計予算

収益的収入および支出については、収入の水道事業収益が、22億8057万5千円で、前年度対比3.7%の減、支出の水道事業費が20億9840万7千円で、前年度対比0.9%の増となっています。

資本的収入および支出については、収入が9億8647万6千円、支出が18億3169万円となっています。

原案可決(賛成多数)

議案第7号 平成26年度朝霞市一般会計補正予算(第7号)

7203万8千円の増額で、予算総額は、373億3856万

円となっています。

歳入の主なものは、国庫支出金は、プレミアム付商品券の発行など地域住民生活等緊急支援のための交付金などを新たに計上することにより増額し、県支出金は、プレミアム付商品券の発行などのための交付金を新たに計上する一方、全体では減額しています。

繰入金は、財政調整基金繰入金を増額しています。

歳出の主なものは、総務費は市制施行50周年記念映像製作委託料などにより増額、民生費は生活保護費などを増額し、学習支援補助金を新たに計上する一方、全体としては減額しています。

商工費は新たにプレミアム付商品券発行事業補助金を計上し、個人住宅リフォーム資金補助金の増額などにより増額となっています。

原案可決(賛成多数)

議案第8号 平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

2億6872万4千円の減額で、予算総額は、12億8577万1千円となっています。

原案可決(全会一致)

議案第9号 平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 アクシヨンプランに基づき実施している溝沼5丁目ほそや周辺での雨水対策事業の年度内完成が困難なため、翌年度に繰り越すものです。

原案可決（全会一致）
議案第10号 平成26年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 2448万9千円の増額で、予算総額は、55億7766万8千円となっています。

原案可決（全会一致）
議案第11号 平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 歳入歳出それぞれ338万4千円で、予算総額は、10億8035万6千円となっています。

原案可決（全会一致）
議案第12号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 平成26年8月7日に行われた人事院勧告における給与制度の総合的見直しの趣旨等を踏まえ、行政職の職員の給料表を改定し、給料水準を平均1.83割引き下げるとともに、地域手当の支給割合を12割に引き上げ、単身赴任手当の基礎額と加算額の上限を引き上げるなどとするものです。

原案可決（賛成多数）
議案第13号 朝霞市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例
 平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に伴い、児童福祉法が改正される必要な文言の修正を行うものです。

原案可決（賛成多数）
議案第14号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 厳しい本市の財政状況等を考慮して、市長の給料月額を10割、副市長および教育長の給料月額を5割減じる特例措置を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、実施するものです。

原案可決（賛成多数）
議案第15号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
 内間木公園ソフトボール場における休場期間のうち、12月における期間を現行の31日間から4日間に改めるものです。

原案可決（全会一致）
議案第16号 溝沼子どもプール設置及び管理条例の一部を改正する条例
 溝沼子どもプールの開場期間のうち、開場日を7月1日から7月の第2土曜日に、開場日を9月10日から9月の第1日曜日に改正するものです。

原案可決（賛成多数）
議案第17号 朝霞市行政手続条例の一部を改正する条例
 平成27年4月1日に施行される行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の改正内容に即し、「行政指導の方式」、「行政指導の中止等の求め」および「処分等の求め」に関する手続きを新設するものです。

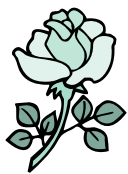
原案可決（全会一致）
議案第18号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例
 第6期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者保険料に係る平成27年度から平成29年度までの所得段階区分および保険料率について、現行の13段階区分であるそれぞれの所得段階区分および保険料率を改正するほか、介護予防・日常生活支援総合事業に

原案可決（全会一致）
議案第19号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例
 消費者庁・国土交通省告示等の施行に伴い、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定の事務を、新たにを行う必要があることから、申請手数料の追加などをするものです。

原案可決（賛成多数）
議案第20号 朝霞市みどりの基金条例の一部を改正する条例
 朝霞市みどりの基金条例の名称を改めるとともに、土地取得以外の使途を明確化するため、基金の設置目的に良好な景観の形成または生物多様性の保全に資する緑化の支援を位置付けるものです。

原案可決（全会一致）
議案第21号 朝霞市防犯推進条例の一部を改正する条例
 防犯に関する施策を計画的に推進するための計画を策定し、検証するにあたり、朝霞市防犯推進計画会議を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、改正するものです。

原案可決（全会一致）
議案第22号 朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 介護保険法等の改正に基づき、「指定地域密着型サービス」の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業の対象となる事業について、厚生労働省令に従い、サービスごとの人員、設備、運営に関する基準等の改正を行うものです。



原案可決（全会一致）
議案第23号 朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法等の改正に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業の対象となる事業について、サービスごとの人員、設備および運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正を行うものです。

原案可決（全会一致）

議案第24号 朝霞市保育園等運営審議会条例の一部を改正する条例

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に伴い、小規模保育事業等の地域型保育事業所の運営について、市が指導監督を行うことになるため、朝霞市保育園等運営審議会の所掌事務等の必要な改正を行うものです。

原案可決（全会一致）

議案第25号 朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例を廃止する条例

庁舎施設耐震化事業「プロポーザル」選定委員会においては、市庁舎の耐震化事業に係るプロポーザルについて、厳正かつ公平に審査し、平成27年1月、本事業の契約候補者を選定したことから、本条例を廃

止するものです。

原案可決（全会一致）

議案第26号 朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例を廃止する条例

平成26年7月より、健康増進センターのリハビリプールにおける死亡事故について、必要な調査等を行い、平成26年11月に市長に提言が行われたことから、本条例を廃止するものです。

原案可決（全会一致）

議案第27号 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

まち・ひと・しごと創生法の規定により、市町村において当該区域の実情に応じた基本的な計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたり、朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を附属機関として設置する必要があるので、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（賛成多数）

議案第28号 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例

いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定により、朝霞市立小・中学校におけるいじ

めの未然防止、早期発見および早期対応を図り、関係する機関および団体との連携を推進するにあたり、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（賛成多数）

議案第29号 朝霞市いじめ問題専門委員会条例

いじめ防止対策推進法第14条第3項および第28条第1項の規定により、朝霞市立小・中学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うにあたり、朝霞市いじめ問題専門委員会を教育委員会の附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（賛成多数）

議案第30号 朝霞市いじめ問題調査委員会条例

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により、朝霞市立小・中学校に在籍する児童等が関わる重大事態の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処または同種の事態の発生予防のため

必要があると認めたとき、調査を行うにあたり、朝霞市いじめ問題調査委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（賛成多数）

議案第31号 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定に関し、必要な事項の検討を行うことを主な事務とする朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（賛成多数）

議案第32号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に伴い、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担の額等を新たに制定するものです。

原案可決（賛成多数）

議案第33号 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、指定介護予防支援事業所の従業者数、事業の運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、市町村の条例で定めることとなったものです。

原案可決（全会一致）

議案第34号 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

本条例については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた、地域包括支援センターの人員および運営に関する基準について、市町村の条例で定めることとなったものです。

原案可決（全会一致）

議案第35号 朝霞市景観条例

朝霞市における良好な景観の形成に必要な事項および景観法の規定に基づく必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化および生活と調和した良好な景観の形成を図り、もって市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に寄与するため、新たに制定するものです。

原案可決（全会一致）

議案第36号 市道路線の認定について

一般国道254号和光富士見バイパス整備事業に伴う側道整備が完了したことから、認定するものです。

原案可決（全会一致）

議案第37号 市道路線の認定について

開発行為に伴う2路線で、都市計画法第40条の規定により、帰属された道路を認定するものです。

原案可決（賛成多数）

議案第38号 工事請負契約の締結について

庁舎施設耐震補強工事について、市庁舎の耐震補強工事に係る公募型プロポーザルにより請負契約を締結するもの

です。

原案可決（全会一致）

議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、相談および支援を行う「自立支援相談員」を非常勤特別職として配置するために改正するものです。

原案可決（賛成多数）

議案第40号 固定資産評価員選任に関する同意を求めることについて

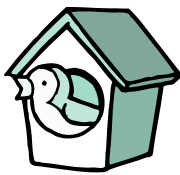
次の方を、新たに委員に選任することに同意を求めるものです。

清水 豊（みづ ゆたか）

（朝霞市総務部次長兼課税課長）

同意（全会一致）

※掲載内容は第1回定例会時点でのものです。（敬称略）

**議案審議**

議案第1号 平成27年度朝霞市一般会計予算

民生費社会福祉費の拡充事業について

遠藤光博議員 障がい者施設等の拡充と聞いていますが内容伺います。また、障害福祉サービス等利用計画を作成するも、ショートステイなど既存の資源が少ないのが課題と思いますがあわせて伺います。

福祉部長 平成27年度における拡充事業について、1点目は、朝霞地区福祉会において新たにみつばすみれ学園障害児等計画相談支援センターを平成27年4月に開設し、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業および障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業を実施する予定です。2点目は、はあとびあ障害者多機能型施設の定員拡大を実施する予定です。

不足する障害福祉サービスについての対応としては、平成28年4月には、新たにあさか福祉作業所の跡地に就労移行支援、生活介護、就労継続

支援B型の多機能型施設を開設するほか、民間施設として生活介護と就労継続支援B型の多機能型施設も市内に開設する予定です。今後についても、第4期障害福祉計画に沿った整備を図りたいと考えています。

予算編成の考え方について

岡崎和広議員 施政方針の中で、平成27年度予算編成については、限られた財源を効率的・効果的に活用するために、事業の優先度を政策的に判断、既存事業の見直しによる経費の節減など、歳出の抑制に努めた予算編成を行ったとありました。

来年度の予算編成の流れと考慮した点についてお伺いいたします。

副市長 平成27年度の当初予算編成については、政策企画課による実施計画ヒアリングを行い、さらに市長公室長によるヒアリングを行いました。この結果と平成27年度の予算編成方針に基づき各課が予算要求を行った結果、歳入歳出の差額はその時点で24億4563万3千円となっていました。

た。その後の予算査定において歳入の増額を図る一方、歳出の削減を行いました。今回の査定では財政課と政策企画課が、それぞれの立場で適正な予算要求内容を確認しました。

予算編成において考慮した点としては、1点目として、消費税率変更の先送りや決定された段階で、要求額の消費税率を全て10割から8割に戻しました。

2点目として、予算要求時点では各種証明書類の手数料を1通100円で計上しましたが、その後、手数料徴収条例の一部を改正する条例の議決を受け、証明書の手数料を1通200円に変更しています。

3点目として、厳しい財源不足を踏まえ、多額の経費を要する事業や複数年にわたる事業などについては、実施計画のヒアリングで採択した事業についても、あらかじめ市長との調整を実施しました。



健康増進センターの予算増額について

小山香議員 健康増進センタ

「わくわくドーム」で、26年度だけで死亡事故一件、さらにレジオネラ菌発生による営業停止が二度もあり、市民に不安と施設を利用できない損害を与えた。この件につき、朝霞市は27年度予算で現状の改善策の費用を計上したが、指定管理者側の明治スポーツプラザには何らのペナルティも課していない。これでは、事故の責任は市にあったことになる。市は管理者に対し、営業停止期間の利用料返還等の損害賠償を求めるべきではないか。

市長 健康増進センターの件

について、レジオネラ菌が検出された原因などは施設にあったのか、管理にあったかはなかなか証明が難しい部分です。市としても、今まで修繕も行っていることから、市にも責任が全くないわけではないと考えています。いろいろな原因がわからない中で、市として損害賠償を求めることについては、今後の施設運営に大きな支障が生じると思

ます。当然業者も手を引くなど、あまりいい関係にはならないと思います。そういう中で、市民の皆さんに一番迷惑がかからないようにするには、指定管理者と協力関係を築いて、よりよい施設運営に向かわなければいけないと思いますので、今回の予算措置等に至りました。

放課後児童クラブの今後の対応について

田辺淳議員 「子ども・子育て

支援」と言いながら、保育料の値上げにみられるように、公的保育を解体し、負担が増えるというのが今回の「新制度」です。公的に運営されてきた朝霞市の放課後児童クラブも、3年生から4年生まで対象を拡大したばかりなのに、国はそれを6年生まで拡大させ「待機児童」を無理やり増やした。民間事業者の参入をすすめさせるためです。今後は保育園と同様（利用料値上げ）もあるでしょう。今後、市は放課後児童クラブの事態にどのように対応するのですか？

福祉部長 平成25年11月に保護者に対する二ス調査を行

ったところ、1年生から6年生までの放課後児童クラブの二ス量は1760人でした。一方で、現在の放課後児童クラブの定員は1184人です。今後は子ども・子育て支援事業計画に基づき、受け入れ枠の拡大を行いたいと思っています。受け入れ枠の拡大に当たり、これまでは学校敷地内での施設の整備を行いました。敷地内での整備が難しいことから、今後は空き教室や民間事業者の活用などを検討したいと考えています。

なお、平成27年4月の入所選考の結果、新1年生から新3年生までの低学年の児童数が保留者全体の約半数を占めていることから、放課後児童クラブを入所保留となった低学年の児童を対象として、放課後の居場所を確保するための放課後児童緊急保育事業を実施することにしました。内容は、多くの保留者の発生している本町放課後児童クラブ、幸町放課後児童クラブ、栄町放課後児童クラブから、定員に余裕がある膝折放課後児童クラブに児童を移送して保育を行う予定です。

議案第14号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

昨年よりも増額支給の検討過程を問う

斉藤弘道議員 昨年、財政難

を理由に、百以上の市民への施策を廃止、休止、縮減する中で、市長の給与は三割削減されました。今年も財政状況は厳しいとして、障害者やひとり親の医療の助成や、手当や就学支度金などの切実な生活支援は、休止、縮減されたままですが、市長の給与だけが縮減幅を一割にしようとしています。さてそこで、この増額はどのように検討され、いつ決めたのでしょうか。他の削減された施策と一緒に優先順位を決めて検討の結果なのでしょうか。

市長 給与カットについては、

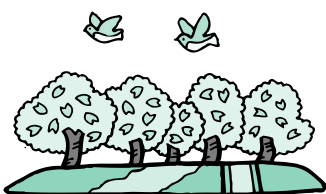
基準があるものではございません。また、基本的に給与カットがいいものだとは思っていませんし、私の給与カットの基準は、職員の不祥事の責任を取る場合や、職員に対して、財政状況が厳しいという

ことを認識してほしいと考え、場合に実施してきたつもりでいます。

給与カットが昨年の20割から、30割までになっているので、1回リセットさせていただき、また何かあれば給与カットをしなければいけないと思っており、今回10割とさせていたものだものです。

また、予算編成過程においては、一番最後に判断させていただきました。

昨年の事業の見直しについては、非常に苦渋の選択の中でやらせていただきました。百いくつかの事業が縮減の対象となったので、できるだけ多くを復活させたいと考えており、もう少し財源的な余裕ができたときに考えていきたいと思います。



議案第28号 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例

「いじめ」の定義とその範囲について

松下昌代議員 議案28号における「いじめ」の定義と、様々ないじめがある中で、いじめ防止対策推進法の内容では読み取れないような状況、例えば市外の児童・生徒、への対応はどのようにするおつもりかお伺いします。

学校教育部長 いじめとは、

いじめ防止対策推進法第2条第1項において、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものも含めたものであって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと規定されています。また、さまざま場合があるかと思いますが、他市の児童・生徒からいじめがあった場合、いじめられている側は市内に住んでいる児童・生徒ですので、その事案に対して該当市と連絡を密にすると

ともに、関係する機関および団体と連携して対応したいと考えています。

議案第30号 朝霞市いじめ問題調査委員会条例

いじめ問題調査委員会の機能性

黒川滋議員 過去の市議会で、調査委員会を子どもの総合的な権利擁護とあわせて検討したい、という答弁がありましたが、断念した経緯をご説明ください。

いじめ以外の体罰等子どもの人権問題の解決・勧告システムを必要と今後の認識をお聞きます。

福祉部長 国のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、同法第28条第1項の規定により、市内の小・中学校で発生したいじめにかかわる重大事態に係る事実関係を明確に調査および報告するため、教育委員会の附属機関として、いじめ問題専門委員会が設置される予定です。これにあわせて、いじめ問題調査委員会は、同法第30条第2項を根拠として、いじめ問題専門委員会が調査した結果に対して、いわゆる再調査を行うことを所掌事務

とし、市長の附属機関として設置されることから、いじめのみを対象とすることとしています。

次に、本市では、子どもを虐待や人権侵害から守るため、子どもの人権尊重を推進していくという認識から、毎年5月の児童福祉週間に合わせて、「広報あさか」を通して子どもの権利条約の周知を図るとともに、あさか子どもプランや、朝霞市子ども・子育て支援事業計画では、保育園など子どもが利用する施設で子供の人権や権利が尊重され、守られる仕組みづくりを検討することを位置づけています。今後については、子どもの人権や権利を尊重していく仕組みづくりについて、さまざまな福祉施設などを利用する方々の人権も含め、検討したいと考えています。



議案第32号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

保護者に事前説明もしない保育料金値上げは許されない

山口公悦議員 子育て世代に大きな経済負担を強いる保育料金の値上げ案に反対します。値上げに至る経過を保護者に対して事前の協議や説明会など行われたのでしょうか。

第3子への補助制度への対応や保育料以上の上乗せ徴収はどうなっていますか。安心して働きながら子どもを産み育ててゆく保育園の役割が危惧されますが所見をお願いいたします。

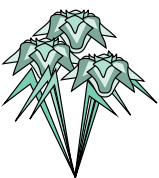
福祉部長 保護者への周知については、10月に保育料の見直しのチラシを保育園に掲示し、11月の継続申請時に、5歳児を除く全保護者に保育料の見直し案の通知をご案内しました。また、新制度全般についての周知を図るため、市ホームページに、子ども・子育て支援新制度の概要を掲載するとともに、保育料の改正案について掲載しました。

第3子への補助制度について、県と市町村の双方が事業を実施して初めて無料化できる施策となっています。県では、この事業を5年間は実施すると説明していますが、その後は明言しておらず、先行きが不透明な状況です。さらに、本市には、今回の県の事業の対象とならない家庭保育室などの新制度外の施設もあり、利用されている方に対する保育料の軽減策については予定されていません。今後は、近隣市の状況も把握しながら、事業を実施すべきか検討したいと考えています。

上乗せ徴収については、現時点で予定している施設はありません。

安心して子供を産み育て、働き続けていけるための保育園の役割については、保育施設の整備を図ることなど、教育・保育事業の拡充が必要であると考えています。

※議案に対する質疑は、通告順です。



一般質問

市政に対する一般質問は、3月17日から19日までの3日間にわたり16人の議員から72項目が行われました。ここでは、その中から一部を掲載しました。

質問議員（発言通告順）

駒牧 容子	岡崎 和広	遠藤 光博
船本 祐志	本山 好子	獅子倉千代子
松下 昌代	大橋 正好	星野 文男
須田 義博	福川 鷹子	小山 香
黒川 滋	田辺 淳	山口 公悦
齊藤 弘道		

総務関係

感震ブレーカー設置の推進を

岡崎和広議員 地震の際発生する火災の多くが通電火災です。通電火災とは、例えば、停電で消えた電気ストーブが停電の復旧により作動、ストーブが火元となり留守宅が燃え出す火災の事です。通電火災対策の切り札が「感震ブレーカー」です。感震ブレーカーとは地震の揺れを感知するとブレーカーを落として電力の供給を止めるものです。政府も今後設置を促す感震ブレーカー、朝霞市として、補助金を出し、設置を推進すべきではないでしょうか。

危機管理監 本市においても

大学生の消防団活動について

須田義博議員 市内の大学などと一緒に、学生の消防団への参加や大学内に団を設けるなどの新たな活動へのしくみをつくる事は、若年層の防災意識の向上やボランティアへの参加意識の啓発においても、大変意義があると思います。近年の消防団活動は、広報や防災啓発、消火活動といった機能別の役割が求められています。その意味でも大学生が消防団員として活躍する場面も多く考えられますので、市の大学生の消防団活動への参加についてお聞きします。

危機管理監 大学生の消防団活動については、朝霞市消防団条例第4条の任命要件が満18歳以上45歳未満ですので、入団を妨げるものではありませんが、充足率が高いことから、現状では積極的に入団を促進していない状況です。しかし、40歳以上の団員が約6割を超えていることから、本市も将来的に消防団員の確保が難しくなることが懸念されます。このような中、大学生の入団促進は、団員確保の一つ

地方創生戦略と朝霞市の現状

黒川滋議員 地方創生戦略の策定は、総合計画策定と重複業務になりませんか。

国が求める数値目標が、出生率の改善度合いなど、元々の状況が良い朝霞市にとつては不利な指標が多く、それでも取り組む意味はありますか。

戦略を作るなら、向こう10年の総合計画に対し、人口維持や地域循環型経済の確立など20年以上かかる課題ではないかと思われるので、若手職員に未来構想を考えさせ育成するプロジェクトにする機会としてはどうでしょうか。

副市長 総合戦略と総合計画との重複する部分ですが、現在朝霞市の総合計画という最上位計画をつくっており、総合戦略に当たっても、現状、第

5次総合計画の基本構想の中でご審議いただいているコンセプトは大事にし、その視点を継承しながら、総合戦略としての視点から見直しをする作業になると思います。総合戦略という形で、まち・ひと・しごと創生という観点から、もう一度朝霞市を見つめ直す必要性があると、ポジティブに考えたいと思っています。

朝霞市の状況、現状を見るに、いわゆる人口減少に向かっている都市構造ではなく、当面今後の第5次総合計画の人口推計も、10年間は微増傾向と推測がされています。市の実情に立脚して総合戦略を立てる必要性があると認識していますので、朝霞市の現状を踏まえた総合戦略というものを考えたいというスタンスです。

20年、30年後のビジョンを現在の職員の中でどう考えていくのか、将来展望としては中期的には総合計画の中で5年、10年というサイドで考えますが、我々行政職としては20年後、30年後の朝霞市の展望というのは、何らかの形で見ているつもりです。そうしたものを引き出していき

と思いますし、審議会だけにお任せするのではなくて、それをベースで支えるための庁内組織など職員がしっかりと支えていく体制をしきたいと思っています。

その他の質問項目 保育園や

学童保育のボトルネック／東上線改善対策協議会の対応、未解決事件の通学の安全確保

一般職非常勤職員について

斉藤弘道議員 正規職員とほぼ同数の一般職非常勤職員が、朝霞市の公務を支えています。制度改善が実施されてから一年。その総括を伺います。新年度の待遇改善はあるのでしょうか。雇用は継続しているのでしょうか。さらに、仕事自体が一時的ではなく、常勤的で専門的な仕事、例えば保育士などの場合、本人が希望すれば、正規職員への登用はできないでしょうか。また、それまでの間、せめて近隣市と同じように経験加算を実施できないでしょうか。

総務部長 一般職非常勤職員のうち、常勤的に勤務する保育士の正職員化については、ここところ保育士の定員を

増やしており、一般職非常勤職員の方が採用試験を受け、受かっている方もいますので、保育士の正職員化はある程度なっているものと考えています。

また、経験加算については、事務補助と勤務時間にかなり差があるんですけども、正職員と一週間で1時間15分しか違うということ、仕事内容的には正職員とかなり近い内容をやっている現状もあることから、今後、経験加算については、いろいろ調べて、どうすべきかというのは考える必要があるものと考えています。

その他の質問項目 公契約条例について／自治基本条例について

教育環境関係



教育現場におけるユニバーサルスポーツの推進について

松下昌代議員 政府は2015年度から2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、障がい者スポーツの裾

野拡大を目指して自治体と連携した新たな取り組みを開始します。ブラインドサッカー体験（スポ育）は、障がい者理解促進だけでなく、チャレンジ精神の醸成・コミュニケーションの重要性などの学びを提供することで、障がい者への心の壁を取り除き、自分とは違う何かを受け入れる多様性を育みます。ユニバーサルスポーツを学校に、生涯学習に取り入れる見解を伺います。

学校教育部長 ブラインドサッカーを初めとするユニバーサルスポーツは、総合的な学習の時間や特別活動等の授業の中で取り組むことを通じて、児童・生徒の問題意識を広げたり、また深めることにつながると考えています。

朝霞市教育委員会としては、今後、ユニバーサルスポーツの推進を校長会議等で呼びかけるなど、教育現場におけるノーマライゼーションを一層推進したいと考えています。

生涯学習部長 本市では、平成23年度に、「誰もがいつでもどこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現」を基本理念とする朝霞市スポーツ振興計画を策定しました。障害の有無

にかかわらず一緒にスポーツが楽しめる環境をつくること、が大切であると考えています。

現在、生涯学習部の分野での取り組みとしては、子供から大人まで誰もが楽しめるユニカール教室や、車椅子の方でも一緒に参加できる四半的弓道教室などを実施しています。

その他の質問項目 スムース

な窓口手続の構築について／学校給食について／心のバリアフリー化の促進について

学校教育について 地域の中学校・高校への進学について

大橋正好議員 本市は、中学校自由選択制があり、学区外の学校に進学できますが、市外の私立中学校等に進学する生徒もいます。多感な時期に市外に通学し、思わぬ道にそれたり、地域の友達との人間関係が切れたりすることがあるので、大人の目が届く地域の学校に進学したらと思います。市内の小中学校が一生懸命取り組んでいるのに、なぜ市外に進学するのか疑問です。高校も地域の高校へ進学し、一人一人が地域で成長し、地

域で子供たちを成長させることが必要と思いますが、いかがでしょうか。

学校教育部長 本年度の中学校第3学年を対象とした進路希望調査においては、約8割の生徒が県内公立高等学校への進学を希望しています。その中で朝霞市内の高等学校を希望している生徒は約4分の1と、比率としては高い状況です。朝霞市教育委員会としては、地域を愛し、地域で成長する気持ちを大切にしながら、朝霞市内の中・高等学校を進路選択の一つと考えるよう、各小・中学校において、学校、家庭そして地域が一体となった教育を推進いたします。

その他の質問項目 埼玉県地方分権／県道駅前通りひざおり通りについて／黒目川の遊歩道照明について

学校教育について

福川鷹子議員 昨年12月議会において今回と同様の質問、情緒障がい特別支援学級について質問しました。今年度4月から小学校に入学する情緒障がいのお子様がいます。朝霞市では、現在、第六小学校で情緒障がい者の児童が元気

に学んでいます。今回の児童は第二小学校の学区になっています。前回もお尋ねしましたが、第二小学校に情緒障がい特別支援学級設置のその後についてお聞きします。

学校教育部長 現在、朝霞市では、知的障害の特別支援学級を10校に設置しています。

また、自閉症、情緒障害の特別支援学級を小学校、中学校7校に設置しています。

平成26年度の就学相談で、自閉症・情緒障害の特別支援学級の未設置学区に居住し、朝霞市就学支援委員会で特別支援学級への就学が適切であると判断された新就学児が複数いる学区があり、設置を検討した結果、平成27年度において第二小学校に自閉症・情緒障害の特別支援学級を設置することで現在準備を進めています。インクルーシブ教育システムの理念の実現、そして障害のある子供たちも可能な限り地元の学校で学ぶことを追求する動きがある中で、小・中学校における特別支援教育推進の拠点となる特別支援学級の役割はますます重要になると捉えています。特別支援学級の新設や増設につい

ても、可能な限り実現させていきたいと考えています。

その他の質問項目 安心安全のまちづくり／2月10日の事件の安全確保／信号機の設定について

ごみ焼却炉の建替えについて

田辺淳議員 内閣木クリンセンター内での焼却炉の建て替えについて、予算ではごみ処理施設建設計画策定委託料を3年間の継続事業で総額1億8140万円計上しています。内訳を伺います。その中には環境アセスメントや設計など全部を一つの事業者に発注しようということですが、

せめて分割発注で、もっと費用を抑えるべきではありませんか。市の側に全く専門的な知見がないことをもって、全部丸投げの委託の事業というのはいかがなものでしょうか？政策主導で金額を精査するべきです。

市民環境部長 ごみ処理施設建設事業の概要ですが、平成27年度から29年度までの3年間で計画期間です。その後、平成30年度から33年度までの4年間で工事期間となっている。

ます。

今回計上した委託料の予算ですが、現有地の適合性評価が316万4400円、測量調査が438万4800円、地質調査が1615万2480円です。土壌汚染対策法調査が3760万6680円、生活環境影響調査が5301万7200円、P.F.I.等導入可能性調査が648万円、施設整備基本計画策定が2194万5600円です。事業者選定が3780万円、費用対効果の整理で85万3200円です。

ごみ処理施設整備計画策定事業ですが、計画支援業務については各業務の関連性が極めて高く、平成33年度中には確実に新施設を建設し、平成34年度から供用開始しなければなりません。各業務を個別に発注した場合は、関連する業務の完成を待つて次の業務を発注することとなり、発注手続にある程度の期間を要することになってしまふことから、現時点においては、計画支援業務については、個別発注ではなく一体業務として発注したいと考えています。

その他の質問項目 「子育て支援」の実態／医師会館と休

日夜間診療所／市民参加の条例／衰退する地域産業の課題他

35人学級の対象学年を拡大し行き届いた教育環境を

山口公悦議員 40人から35人学級になって、「不登校が減少した」「高い教育効果がある」など、全国から報告されています。市教育委員会では効果をどのように捉えていますか。また、現在の対象を小学3年生まで拡大した場合の教員数と経費はいかがでしょう。国の予算編成で財務省から「小学校1年も40人学級に戻せ」などの議論が出されましたが、国が制度を後退させても現行制度を維持するように求めます。市長の所見をお願いいたします。

市長 少人数学級編制については、市の財政状況や今後の児童・生徒数の動向、学級数増加に伴う教室など、学校設備の問題を総合的に判断しながらはいいないと考えています。ただ、複数担任制等で1、2年生への加配等も行っていますので、できれば今の1、2年生までの35人学級については維持できるように努力し

建設関係

道路改良工事について

獅子倉千代子議員 市道299号線溝沼7丁目・1216番地付近の道路であります調整区域内にあるため簡易舗装がされていますが側溝もなく大雨が降ると冠水してしまいます。何度も苦情が寄せられます。何度も苦情が寄せられ、対応して参りましたが昨年その先に108世帯という大型マンションができました。このマンションの工事が完了したら本格的な道路として改良していただけることのお話を伺っております。マンシ

ョンの工事も終了し入居が始まっております。いつ頃から工事に入っていましたか。マンシ

都市建設部長 市道299号線は市道1号線脇の溝沼7丁目1205番地先から東上線に沿った1418番地先までの延長701.99m、幅員5.0mから6.0mの道路です。議員ご指摘の箇所について

現地を確認したところ、側溝および型が未整備で、集水桝により雨水排水を行っている区間です。路面の損傷もあり、道路中央部が一部くぼんでいる箇所もありました。今後については、なるべく早急にできる対策として傷んだ舗装の修繕等を行いたいと考えています。

その他の質問項目 天神坂、

東洋大学跡地付近の道路安全対策／市道2号線市民会館入口のバス停にベンチの設置を
「高齢者・障がい者等専用タクシー」について

星野文男議員 高齢者・障がい者等専用タクシーについては、お隣の志木市が今年の7月から実証実験を行っています。市内一律300円です。これは私が以前から提唱しているものと全く一緒です。

朝霞市は、市内循環バスを運行していますので、これを上手に節約すれば、高齢者や障がい者、内閣木にお住まいの方、市の財政も非常に助かり、一石四鳥です。志木市にできるのですから朝霞市にもできます。

ぜひ、実現してほしいと思

います。

都市建設部長 市では、去る2月25日、第7回朝霞市内循環バス検討委員会を開催し、委員会としての運行見直し方針の取りまとめを終了しました。

議員 ご提案の高齢者・障害者等専用タクシー案については、前回の12月議会でのご質問を受け、第6回委員会委員の皆様は資料を配布し、説明を行いました。ご提案の対象者のうち70歳以上の高齢者のみでも、市内には約1万7千人います。仮に5台のタクシーで市内全域を対象として低運賃で自由に移動できる運行とした場合、最寄り駅の公共交通が内閣木線のみの方が、通勤・通学時など必要ときに配車できないなど、移動支援サービスが著しく低下することが懸念されるため、委員会としてはバス利用者の理解を得ることは困難との結論に至りました。

市としては、委員会の見直し方針を踏まえ、内閣木地域の公共交通空白地区の解消や利用者の利便性向上を図るとともに、利用促進による財政負担の軽減を目指して、幹線

系路線と循環系路線の運行による社会実験に向けて今後検討を進めたいと考えています。



民生関係

コミュニケーション支援ボードの導入・活用について

駒牧容子議員 「コミュニケーション支援ボード」は、話し言葉によるコミュニケーションにバリアのある知的障がいや自閉症の人たちが使いやすいコミュニケーション支援のツールの開発と、それが使える地域の環境作りを目指したもので、地域での活用と地域の人の理解を深めていくという発想を持っています。

外国人・高齢者・幼児等も幅広く利用できることから、庁舎内・出先機関での日頃からの活用。また、災害時のために避難所や自主防災組織に設置してはいかがですか？

福祉部長 市役所などでの各種手続や相談などの対応にお

いては、内容が複雑となる場合が多いため、手話や筆談などによる方法で対応を行っています。コミュニケーション支援ボードの活用についても今後検討したいと思います。

災害時においては、コミュニケーションの確保はとても大切なことと認識しています。そうした中で、話し言葉によるコミュニケーションを図ることが困難な障害のある方、外国人の方、高齢者の方などが災害時にご自身の意思表示を行う方法として、コミュニケーション支援ボードは有効な手段と考えられます。今後、避難所などの配置については、関係課で協議したいと思っています。

その他の質問項目 子ども達が相談しやすい環境の整備／積水化学前市道6号線・岡2丁目市道3号線の安全対策

放課後児童クラブ施策
新一年生の入室待機について

遠藤光博議員 入室保留通知が届いた保護者から声をいただきすぐにお会いしたところ大変悩み不安な日を過ごしたと。幼い子どもを家に一人で

過ごさせることは想像できません。緊急に懇談会を持ち切実な声を聴かせていただき、公明党市議団で市に緊急要望書、低学年の受け入れ他を保護者代表と提出しました。その際短期間にも関わらず代表の方が献身的に動いてくださり百名弱の貴重な声も届けることができました。この間の経緯と今後の対応を伺います。

福祉部長 平成27年度の放課後児童クラブの申し込み状況は、新規と継続を合わせて1320人で、平成26年度の申込者数1194人から126人、10.6%増加しています。この結果、岡、浜崎を初め六つの放課後児童クラブで入所保留者が生じています。入所保留者の内訳は、新1年生が60人、新2年生が6人、新3年生が3人、新4年生が63人、新5年生が21人で、新6年生の保留者はいませんでした。

新1年生の保留者が多数生じ、児童が放課後1人で過ごさなければならず、保護者の方々に大きな不安を与えらるるとともに、場合によっては仕事をやめなければならぬなど、その影響は大変大きなことと受けとめています。このため、

市では入室待機となった新1年生から新3年生の児童を対象に、放課後の居場所を確保すべく、放課後児童緊急保育事業を実施することにした。具体的な内容は、多くの保留者が発生している本町、幸町、栄町の各放課後児童クラブから、定員に余裕のある膝折放課後児童クラブに児童を移送して保育を行うものです。

その他の質問項目 災害ネットワークの構築／障がい者のスポーツの場づくり／児童虐待の学校と福祉の連携 他



敬老会の休止について

船本祐志議員 敬老会は昭和51年から市民会館で行われるようになり、今年で40年を迎えます。現在の参加者は3千人程度、全対象者の23割で4人に1人しか参加しておりません。対象者は毎年七百人程度伸びており、今後は市民会館の席数などから、いずれは廃止せざるを得ないのではと思っています。昨年と一昨年は事情により休止になり、平成27年度も休止になる予定です。

す。休止に至った経緯と、敬老会に代わる事業を何か考えているのか伺います。

健康づくり部長 敬老会の休止について、平成25年度は台風の影響により、平成26年度については不審な電話を受けたことから、来場される方の安全を第一に考え、中止せざるを得ない状況となりました。

さらに、現在、敬老会への招待者を70歳以上の方としていますが、対象者が年々増加し、収容人員の面からも市民会館1カ所での実施が困難で今までの実施方法を見直す必要があるとの考えから、平成27年度については一旦休止し、今後の敬老会のあり方について検討を行う期間としました。

敬老会のあり方の検討に当たり、70歳以上の方を対象としたアンケート調査のほか、高齢者の各種団体から、さまざまなご意見をお聞きすることなど考えています。

また、敬老会の休止に代わる施策は、今年度は敬老会のあり方などについて検討するための期間と考え、現時点では実施する予定はありません。その他の質問項目 小中学校通学路に防犯カメラの設置に

ついて／健康増進センターの入浴施設について

手話言語条例の制定と障がい者施策の充実について

本山好子議員 手話を使う人々の大切な情報コミュニケーションは誰にでも平等、対等です。音声言語を市民に広め、身に付け学べ自由になれる環境整備を目的とした手話言語条例の制定と障がい者施策の充実について朝霞市はどのような見解がお尋ねします。

福祉部長 人が人として生きていく上で、コミュニケーションは必要不可欠なものであり、手話によるコミュニケーションができる社会に向けての取り組みが必要であり、その一つとして手話言語法の制定が求められているものと認識しています。

本市においては、これまで手話言語法制定に向けた国の動向を注視するとともに、県や関係団体などが主催する研修会や勉強会などに職員が参加し、情報を収集しました。また、各自自治体における手話言語条例の制定状況についても、継続的に把握するように

努めています。

今後は、当事者や関係機関とも連携を図り、さまざまな立場の方のご意見をいただくなど、手話言語条例の制定に向けて検討したいと思います。

その他の質問項目 子ども110番の推進／彩夏ちゃんの活用／管理不全の空き家について

こころの総合相談

小山香議員 朝霞市には消費者相談室があり、市民生活における法律問題は大方そこで解決できており、市民にも好評を得ている。こころの問題についてはどうだろうか。最近では、犯罪の被害者だけでなく、加害者側の家族が自殺する例もある。また、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症も増えており、こころの相談が必要である。朝霞市保健センターがこころの問題の相談を行っているならば、こころの総合相談窓口があることを広報するべきである。

健康づくり部長 保健センターでは、保健師が随時電話や来所面接のほか、家庭訪問により個別の相談に対応しています。心の悩みに関するさまざまな相談をお受けしていま

次回定例会の開会日は 6月8日(月)の予定です。

※請願の提出は、6月1日(月)
午後5時までをお願いします。



すが、そのことを知らない方もまだまだおられるかと思っています。多くの市民の方を知っていたくためにも、広報や市ホームページなどの活用により、保健センターで相談を受けていることの周知に努めたいと考えています。

また、アルコール依存症や薬物依存、ギャンブル依存症などの方の相談は保健所でも行っているため、保健所と連携をして相談窓口の周知に努めたいと考えています。

その他の質問項目 議会答弁信用性／墓地条例／墓地計画問題点／農地保全／情報公開条例／家族法普及／空家対策

議員提出議案

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書

70年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人の命を奪いました。それから今日まで被爆者は、いのちからだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきました。

被爆者は「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害にたいする国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」

（以下、現行法と表現する）

によって被爆者施策をおこなっています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としてい

ること、核兵器廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受忍論の立場に立っていることによります。

ふたたび被爆者をつくらなために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法は原爆被害に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要があります。

原爆被害に対する国の償いは、国が原爆被害を償うことによって、ふたたび被爆者をつくらない誓いを宣言するものです。

被爆70年に当たり、一日も早い国の償いが求められています。

地方自治法第99条第2項の規定により、下記の事項を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正がおこなわれますよう意見を提出します。

記

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする

(1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。

(2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。

(3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと。

(4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。

3 すべての被爆者に償いをする

(1) 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害を放置し、過小に評価してきたことについて謝罪すること。

(2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害をもつものには加算すること。

(3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと。

否決（賛成少数）

※否決のため提出されず

家賃改定ルールの見直しをやめ、安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、2015年度中に、継続家賃の引き上げ幅拡大、改定期の短縮（現3年ごとを2年に）、

低所得高齢者世帯への家賃特別措置を機構負担から公費負担へなど、家賃改定ルールの見直しを行うとしています。

「機構」が成立した際の国会における附帯決議では、家賃の設定及び変更にあたっては居住者の居住の安定を図ることや居住者にとって家賃が過大な負担とならないよう、政府による十分な配慮が求められています。

「機構」が運営する膝折団地自治会が昨年十月におこなった全世帯対象のアンケート調査によれば、世帯主の58%が65歳以上（30.5%が80歳以上）を占めており、家族数は31.5%が1人世帯、39%が2人世帯、さらに58.2%が年金世帯で、年収200万円以下が45.8%とほぼ半数、家賃負担を「重い」と感じて

いる人が81%と大半を占めています。それでも、このまま住み続けたい人が80.5%と、住み替えたい人6.8%を大幅に上回りました。団地居住者の居住の安定を求める願いは切実です。膝折団地では家賃が高すぎることに

よって退去者が後を絶たず、総戸数508戸のうち約133戸が空き家となったままです。アンケートに示さ

れた居住者の最大の望みは「家賃引下げ」であり、今回の家賃改定ルール改悪に対する不安の声は高まっています。

よって、朝霞市議会は、団地居住者の生活実態に十分配慮した、公共住宅としてふさわしい家賃制度の改善を求め、以下のとおり要望いたします。

記

1 独立行政法人都市再生機構は家賃値上げ幅拡大、改定期短縮等の家賃改定ルールの見直しをやめ、住宅セーフティネット法を順守して、安心して住み続けられる家賃制度に改善すること

2 子育て世帯への施策、低所得高齢者の負担軽減など、居住の安定を図り、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立を図ること

3 家賃引き下げなどの対策をはかり、早期に空き家解消に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

原案可決（全会一致）

※この意見書の送付先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・国土交通大臣・独立行政法人都市再生機構理事長